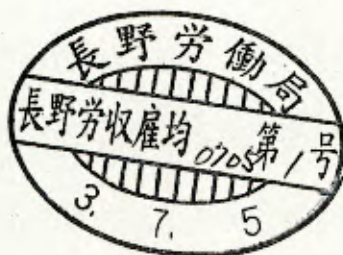


2021年 7月 5日

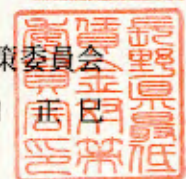
長野労働局長
小野寺 喜一 様



日本労働組合総連合会長野県連合会
会 長 根橋 美津人



長野県最低賃金対策委員会
委員長 山口



2021年度最低賃金行政に関する要請書

日頃は、県政発展と勤労者をはじめ長野県民のため、様々な行政施策にご尽力いただいていることに敬意を表しますとともに、連合長野の諸活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

連合長野は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、暮らしや仕事、将来への不安を払拭し、働くことを通じて支え合う希望と安心な社会構築に向け、雇用の維持・安定と労働条件の維持・向上、女性が就業を継続して活躍することができる環境の整備、社会的セーフティネットの整備等、県内で働く者すべての暮らしの底上げ・底支え、格差是正に全力で取り組んでいます。

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。そうであるからこそ、不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきです。その意味で、賃金のセーフティネットたる最低賃金制度は極めて重要です。

2020年度は、同じコロナ禍にある諸外国が最低賃金の引き上げを決めたのに対し、わが国は、厳しい経営環境にある中小・零細企業を考慮し、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との目安を示した結果、最低額は792円と未だ800円に届かず、最高額も現行水準である1,013円が維持されました。この水準では最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準であるとは到底言えません。さらに、地域間格差も深刻な問題です。特定の産業・業種では依然として厳しい雇用情勢が続いていますが、全体では改善傾向がみられ、再び人手不足感が高まりつつある中、「地域間格差の縮小を求める意見」を重視し、221円という額差が改善しなければ、長野県においても都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明

白です。

コロナ禍から日本経済を復旧し再び成長軌道にのせるためには、雇用の安定とともに、落ち込んだ消費マインドを上昇させ、内需を拡大していくことが必要です。そのためには、最低賃金を引き上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することが不可欠です。厳しい環境下での最低賃金の引き上げは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージであり、最低賃金引き上げは重要な政策の一つと位置付けています。

連合長野は、このような認識に立ち、更に重要度が増す最低賃金の実効性を担保すべく最低賃金に関する事項について取りまとめました。働く者・生活者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、その実現に向けて最大限の努力をいただきますよう下記のとおり要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善をめざした審議が求められている。なお、コロナ禍の収束が見通せない中、一部の産業・業種が厳しい経営環境下にあることは承知するものの、過去類をみない規模での各種政策支援により事業環境は支えられている。一方で、最低賃金近傍で働く労働者は解雇や勤務日数の減少により収入が激減するなど生活の困窮度は深刻さを増している。したがって、本年度は、公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で、最低賃金決定の三要素に基づく議論を尽くし、最低賃金法第 1 条に定める目的が達せられる金額が決定されるよう審議会運営に努めること。

(2) 「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」(目安全協報告)の尊重

2017(平成 29)年 3 月 28 日に中央最低賃金審議会が了承した目安全協報告では、「今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要である」ことなどを確認している。

長野最低賃金審議会における審議にあたっては、同報告の趣旨を最大限尊重した審議会運営をはかること。

(3) 早期の最低賃金引上げ発効は全労働者の利益である。10 月 1 日発効に向け、各小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に配慮することとあわせ、十分な審議日程の確保についても最大限配慮すること。

2. 特定（産業別）最低賃金について

- (1) 特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃率を形成することにより、事業の公正な競争を確保に寄与している。

このような特定（産業別）最低賃金の意義・目的と役割を周知・徹底するとともに、公労使がその意義・目的を再認識し、必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう指導徹底すること。

- (2) 各専門部会での審議においては、早期発効に配慮することにあわせ、十分な審議日程の確保についても最大限配慮すること。

3. 最低賃金の引き上げに当たっての中小企業支援策の周知等について

- (1) 中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実にされるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知・徹底について、関係部局および県・市町村行政、関係団体とも連携をはかること。

- (2) 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

4. 最低賃金の周知と監督行政の強化について

- (1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。最低賃金の減額特例を許可するか否かを判断する際には、徹底した調査の上、適切に判断すること。

- (2) 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額が見直されるよう、地方自治体に対し、指導を強化すること。

5. その他

地方最低賃金審議会においては、法制度の理解を深める場を設けるなど、法の趣旨が尊重された議論となるよう審議会運営に努めること。

以上